

## 洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程

昭和 51 年 8 月 5 日水道事業管理規程第 10 号  
改正 平成 26 年 3 月 31 日水道事業管理規程第 3 号

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、給水装置工事のしゅん工に当たり配水管の洗管を行う場合における水道料金(以下「洗管水道料金」という。)及び宅地の造成地内において防火水槽に水を張る場合における水道料金(以下「防火水槽水張料金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (洗管水道料金)

第 2 条 洗管水道料金は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額に 100 分の 108 を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

- ( 1 ) 洗管を行う配水管の容積に 5 を乗じて得た容積(以下「基準容積」という。)が 5 0 立方メートル以下の場合 1 3 , 8 0 0 円
- ( 2 ) 基準容積が 5 0 立方メートルを超える場合 1 3 , 8 0 0 円に基準容積から 5 0 立方メートルを減じて得た容積 1 立方メートルごとに 2 7 6 円を加算した額。この場合において、1 立方メートル未満の容積は、切り捨てるものとする。

### (防火水槽水張料金)

第 3 条 防火水槽水張料金は、防火水槽 1 つにつき、2 7 , 6 0 0 円に 100 分の 108 を乗じて得た額とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の洗管水道料金及び防火水槽水張料金に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の洗管又は水張りの申込みに係る料金について適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。